

令和4年度財政投融资計画補正

機 関 名	財 政 融 資			産 業 投 資			政 府 保 証			合 計			参 考					
													自 己 資 金 等			再 計		
	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)
株式会社国際協力銀行	4,010	7,000	11,010	850	—	850	11,200	△4,000	7,200	16,060	3,000	19,060	(200) 6,940	(—) —	(200) 6,940	23,000	3,000	26,000
独立行政法人国際協力機構	5,237	5,010	10,247	—	—	—	1,180	—	1,180	6,417	5,010	11,427	(800) 7,783	(—) —	(800) 7,783	14,200	5,010	19,210
独立行政法人住宅金融支援機構	349	—	349	—	—	—	2,200	200	2,400	2,549	200	2,749	(23,772) 22,366	(△200) △ 200	(23,572) 22,166	24,915	—	24,915
株式会社日本政策投資銀行	3,000	2,000	5,000	500	—	500	3,500	—	3,500	7,000	2,000	9,000	(6,300) 18,900	(—) —	(6,300) 18,900	25,900	2,000	27,900
食料安定供給特別会計外 27機関	151,892	—	151,892	1,912	—	1,912	3,025	—	3,025	156,829	—	156,829	(8,670)	(—)	(8,670)			
合 計	164,488	14,010	178,498	3,262	—	3,262	21,105	△3,800	17,305	188,855	10,210	199,065	(39,742)	(△200)	(39,542)			

財政投融资計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

- (注) 1 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
- 2 「自己資金等」欄の( )書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
- 3 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。